

甲賀市駐車場条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

市営駐車場使用料減額の対象者の拡大のため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 障害者（児）のうち市長が認めた者は、使用料を半額とします。

【別表第 2 関係】

(2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

【付則関係】

3 その他

(1) 障がい者の社会参加の促進及び市営駐車場の利用促進を図るため、使用料減額の対象者を拡大します。

(2) 対象者は下記のとおりとし、施行規則に定めます。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が 1 級、 2 級又は 3 級に該当するもの

イ 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づき療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が特別項症、第 1 項症、第 2 項症又は第 3 項症に該当するもの

(3) 影響額は、概ね 283 千円程度の減額となります。